

商業・サービス産業経営革新事業費補助金（省エネ設備更新枠）審査要領

（目的）

第1条 この要領は、商業・サービス産業経営革新事業費補助金（省エネ設備更新枠）審査委員会設置要領第5条の規定に基づき、商業・サービス産業経営革新事業費補助金（省エネ設備更新枠）の補助対象事業者の適正かつ公正な選考を行うために必要な事項を定める。

（審査方法及び審査基準等）

第2条 審査は、事前に提出された商業・サービス産業経営革新事業費補助金（省エネ設備更新枠）実施要領第6条に定める書類に基づき書面審査を行う。

2 審査は、次の各号の審査項目毎に評価する。

評価項目	配点
（1）取組の内容に関する審査	
① 省エネルギー化又は省力化の効果と計画の実現性を評価する。	10点
② 省エネルギー化又は省力化の費用対効果を評価する。	10点
（2）取組の効果に関する審査	
① 電力等価格高騰の影響を踏まえ、事業主体にとって取組の必要性が高いかを評価する。	5点
② 取組が事業主体の今後の経営に与える影響の大きさを評価する。	10点
（3）省エネルギー化又は省力化への取組意欲に関する審査	
これまでの省エネルギー化又は省力化への取組や、今回の申請計画から、事業主体が省エネルギー化又は省力化に意欲的であるかを評価する。	5点
（4）地域への波及効果	
近隣事業者が導入しやすい、モデル性のある取組であるかを評価する。	5点

3 前項の評価については、整数を用いた段階評価を行う。

4 令和5年度に本補助金の採択を受けている者は、合計から5点減点する。

(審査における加点)

第3条 第2条第1項の審査において、事業内容が次の取組に該当する場合は加点する。

加点の対象となる取組	点 数
(1) 賃金水準の向上に資する取組である場合	
給与支給総額が年率平均1.5%以上向上する3年以上の事業計画の場合	両方該当 3点
新規学卒者の初任給が年率平均1.5%以上向上する3年以上の事業計画の場合	いずれか1つが該当 2点
(2) 女性の活躍推進に資する取組を国又は地方公共団体から認定又は表彰を受けている場合	2点

(選定方法)

第4条 補助事業者の選定は、各委員が審査した評点の平均が2.7点以上の者のうち、予算の範囲内において、上位の者から委員の合議により行う。

2 前項の合議の際の意見を踏まえ、必要に応じて、選定内容に審査委員会の意見を付すことができる。

(審査結果)

第5条 審査の結果について、補助対象となった事業の概要等を県のウェブサイト等で公表することがある。

2 審査結果について、個別の問い合わせには応じない。

附 則

この要領は、令和5年7月6日から施行する。

この要領は、令和6年5月10日から施行する。